

令和 6 年度 笠置町職員採用試験実施要項

笠置町では、令和 7 年 4 月 1 日採用の職員を下記のとおり募集します。

当町は令和 6 年 6 月 1 日現在の人口は 1,101 人と全国で二番目に人口の少ない町ですが、直接住民の顔が見える仕事をしています。職員も 50 名と少ないですが、そのため職員全体でチームワークよく責任ある業務をしています。

町民から信頼され、正しく適切に親切な仕事ができる職員を募集します。

1. 募集職種、受験資格、採用予定人数

職 種	受 験 資 格	採用予定人数
A. 一般事務職	①平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②学校教育法による高等学校以上を卒業した方もしくは同等の学力を有する方（令和 7 年 3 月末までに卒業見込みの方を含む）	若干名
B. 一般事務職 （社会人経験）	①昭和 59 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた方 ②学校教育法による高等学校以上を卒業した方 ③企業等で、1 週間当たりの勤務時間が 30 時間以上でかつ 6 ヶ月以上の勤務経験がある方	
C. 保 育 士	①昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②保育士資格を有する方又は令和 7 年 3 月末までに資格を取得見込みの方	1 名
D. 技 術 職	①昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②学校教育法による高等学校以上を卒業した方もしくは同等の学力を有する方（令和 7 年 3 月末までに卒業見込みの方を含む） ③土木及び建築に関連する資格（土木又は建築施工管理技士、測量士（補）、建築士、設計士（補）等）を有する方又は令和 7 年 3 月末までに資格を取得見込みの方	1 名
E. 福 祉 職 ・ 保 健 師	①昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②学校教育法による高等学校以上を卒業した方もしくは同等の学力を有する方 ③保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のいずれかの資格を有する方又は令和 7 年 3 月末までに資格を取得見込みの方 （笠置町地域包括支援センターでの勤務です。）	1 名

※社会人経験者として取り扱う基準は、会社員、団体職員、公務員、自営業者、各種法人等において、1週間当たりの所定労働時間が30時間以上で、かつ6ヶ月以上勤務した経験がある方です。なお1回の雇用期間が6ヶ月未満であっても、更新により継続して6ヶ月以上の勤務機関があれば該当します。

※通勤可能な方。

※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は、受験できません。

※試験結果が合格基準に満たない場合は、採用しない場合があります。

2. 試験日

試験	試験日	内容
一次試験	9月22日（日）	教養試験、適性検査
二次試験	一次試験合格者に通知します。	グループ面接、作文
三次試験	二次試験合格者に通知します。	個人面接

3. 受付期間

8月1日（木）～8月26日（月）

閉庁日を除く、平日の午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、8月26日（月）午後5時までに必着のこと

4. 提出書類

①笠置町職員採用試験申込書

②自己調書

③履歴書（JIS規格用紙または学校指定用紙を使用し、撮影後3か月以内の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦4cm×横3cm)を貼付すること）

④受験票（履歴書に貼付した写真と同じものを貼付すること）

⑤保育士、技術職及び福祉職を受験する方は、所有する資格の写し（取得見込みの場合はそれを証明するもの（様式不問））

⑥職務経歴書（社会人経験者用）

※郵送の場合は、封筒表面に『採用試験申込書在中』と朱書きし、返信用封筒（長3サイズの封筒に404円分の切手（普通郵便+簡易書留分）を貼付し、返信先住所及び氏名を記入すること）を同封してください。

※①②④⑥は笠置町ホームページからダウンロードできます。また笠置町役場総務財政課にも配

架しています。

※提出された書類は、返却しません。

※書類に不備があった場合は受付できません。

5. 採用予定日 令和7年4月1日

6. 給与等 笠置町職員の給与に関する条例等に基づき支給します
(令和6年4月1日現在の大卒初任給は、196,200円ですが、今後改定される
場合、また職歴がある場合は、加算される場合があります。)

7. 提出先及び問い合わせ先

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90番地の1
笠置町役場 総務財政課 (TEL: 0743-95-2301)